

農林水産大臣が必要措置命令行った後 解散した農事組合法人(平成18年4月1日以降)

農事組合法人名	解散及び清算終了並びに組織変更の届出年月日
農事組合法人 緑化農園	総会の決議により解散 平成18年7月28日 行政庁への解散の届出 平成18年9月27日
農事組合法人 大和神茸生産組合	株式会社に組織変更し解散 平成19年4月1日 行政庁への組織変更の届出 平成19年4月19日
農事組合法人 機能水普及組合	株式会社に組織変更し解散 平成19年4月25日 行政庁への組織変更の届出 平成19年5月14日
農事組合法人 新茸生産組合中央会	総会の決議により解散 平成19年6月22日 行政庁への解散の届出 平成19年7月5日

(参考)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)(抄)

【解散】

第72条の17 農事組合法人は、第73条第4項において準用する第64条第1項の規定による場合のほか、組合員が3人未満になり、そのなつた日から引き続き6月間その組合員が3人以上にならなかつた場合においても、その6月を経過した時に解散する。

農事組合法人は、第73条第4項において準用する第64条第1項第2号及び第5号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

【株式会社への組織変更】

第73条の2 出資農事組合法人は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

第73条の12 出資農事組合法人は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

【違法行為に対する処置】

第95条 行政庁は、第93条の規定による報告を徴した場合又は第94条の規定による検査を行つた場合において、当該組合若しくは農事組合法人又は中央会の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反すると認めるときは、当該組合若しくは農事組合法人又は中央会に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

組合若しくは農事組合法人又は中央会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

(略)

農業協同組合法第73条第4項において準用する民法第83条

民法(明治29年法律第89号)(抄)

第83条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければならない。